生駒市条例第37号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例(平成2年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改 正する。

「都市整備部 第1条中 開発部 | を「都市整備部」に改める。

第2条企画財政部の項第4号中「及び物品の購入」を削り、同条都市整備部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観に関すること。

第2条都市整備部の項に次の4号を加える。

- (6) 関西文化学術研究都市建設の推進に関すること。
- (7) リニア中央新幹線に関すること。
- (8) 市街地再開発事業に関すること。
- (9) 市街地再開発関連街路事業等に関すること。

第2条開発部の項を削る。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。